

徳島県地域防災計画の修正案について

1 地域防災計画について

- 「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国の定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定
- 本計画は、県、国、市町村等、防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもの

2 主な修正項目

（1）熊本地震における課題を踏まえた防災対策の強化

- 本年4月の「熊本地震」において顕在化した課題を踏まえ、防災対策を強化

活断層地震に対する備え

- 中央構造線活断層地震に関する被害想定の策定
 - ・ 県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における震度分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表する。

安心・快適な避難環境の整備

- 避難所外の避難者に対する支援対策
 - ・ 県、市町村は、避難者の様々な事情により、指定避難所以外の施設や屋外に避難所が自然発生する場合があることを踏まえ、指定避難所以外への避難者（「避難所外避難者」という）に対しても、食料・物資等の供給、情報の提供、避難所等への移動など必要な支援を行う。
- 避難所等における生活環境の向上
 - ・ 県は、以下の民間事業者との協定などを活用し、避難所等（避難所外で生活する避難者を含む。）における生活の質の向上を図る。
 - ◇ 西日本段ボール工業組合との協定による、段ボールベッド、段ボール間仕切りなどの段ボール製品の調達
 - ◇ アマゾンジャパン及びヤマト運輸との協定による、必要な物を必要な量だけ支援可能な「ほしい物リスト」の活用
- 災害時快適トイレ計画の策定
 - ・ 県は、避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛生管理等の方針をまとめた「災害時快適トイレ計画」を策定する。
 - ・ 市町村は、「災害時快適トイレ計画」について、市町村地域防災計画や避難所運営マニュアルの改善等に活用する。

行政事務の強化

○ 地方自治体の業務継続、応援受援体制の強化

- 市町村は、災害応急対策等において重要な役割を担うことから、業務継続計画（B C P）の策定に当たり、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めておくよう努める。
- 関係機関は、災害時の対応等について、平時からコミュニケーションを図ることにより、「顔の見える関係」を構築し、訓練等を通じてその関係を維持するよう努める。

○ 早期の生活再建のための支援

- 県は、早期の生活再建の基礎となる住家被害認定調査について、平時から人材育成に努めるとともに、認定調査や罹災証明書の交付については、当該市町村相互の応援調整を図り、必要な支援を行う体制を構築する。

（2）防災基本計画の修正に伴う事項

■ 「平成27年関東・東北豪雨災害」など最近の災害対応の教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正事項を反映

警戒避難体制の計画に複合的な災害の発生を考慮

- 市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害の発生を考慮するよう努める。

住民の主体的な避難所運営に必要な知識の普及

- 市町村は、避難所運営について、関係機関の協力のもと適切に行い、必要な事項を定める。この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるとともに、食料、水等の配布、清掃、情報の伝達といった避難所運営について、女性・障がい者などの参画や専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じ、避難所の運営管理に必要な知識等の普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

ハザードマップ等に「早期立退き避難」が必要な区域の明示

- 市町村は、国、県が公表した河川の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成に際し、河川近傍や浸水深の大きい区域など、「早期の立退き避難が必要な区域」を明示することに努める。

(3) 災害医療体制の強化

- 大規模災害時における、病院の機能停止や、長期の避難生活における身体・精神的疲労などによる「災害関連死」を防ぐため、「戦略的災害医療プロジェクト基本戦略」の内容を追加

災害医療力の強化

○ 災害医療体制の構築

- ・ 県は、災害拠点病院、市町村、医師会等と連携し、医療圏域ごとの体制強化や応援・支援体制の構築を進める。また、国や市町村、災害拠点病院、製薬会社等と連携し、急性期の医療救護活動に必要な医薬品の調達体制を構築する。

○ 災害医療を担う人材育成

- ・ 県は、災害時に的確な医療が提供できるよう、研修会や訓練を通じ、災害派遣医療チーム（D M A T）や災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害医療コーディネーターなどの育成・強化を行う。

○ 災害対応力・機動力の強化

- ・ 県は、訓練・会議等を通じ、医療支援組織をはじめ、自衛隊、警察、消防など、防災機関や関係団体との連携を強化する。
- ・ 県は、関係機関と調整し、円滑な災害医療活動に必要な資機材の整備や燃料の流通備蓄等を行う。
- ・ 県は、医療活動に必要な後方支援機能を強化するため、行政職員や災害専門ロジスティックスチーム等の養成を行う。

災害時要配慮者支援の強化

- ・ 県は、高齢者、障がい者、乳幼児など災害時要配慮者の円滑な避難や被災後の健康維持のため、多彩なサポート体制を整備する。
- ・ 県は、医学的管理を必要とする在宅患者などが被災後も同一水準の医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

避難環境の向上

- ・ 県、市町村は、災害対策本部をはじめ、医療・保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症・栄養等各専門チームと連携し、避難所等における効果的な支援体制を整備する。
- ・ 県、市町村は、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な意見を持つ住民の参画により、避難時の生活環境の向上に取り組む。
- ・ 県、市町村は、快適で多様な避難環境を創出するため、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制づくりに取り組む。

情報共有機能の強化

- ・ 医療機関、防災関係機関の間の情報共有や被災者の医療情報把握のため、「災害時情報共有システム」の拡充・強化を進める。

